

【 検 査 】

８２ 子宮腔部びらんに対するコルポスコピーと腔洗浄（熱性洗浄を含む。）
の併算定について

《令和６年３月２９日》

○ 取扱い

子宮腔部びらんに対するＤ３２１ コルポスコピーとＪ０７２ 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

子宮腔部びらは、子宮頸部粘膜が炎症等により欠損し下部組織が露出した状態であり、腔内を洗浄して抗生物質で治療する。

腔洗浄は、厚生省通知に「診察の際行った腔洗浄については腔炎、頸管カタル等治療として洗浄を必要とする疾病のある場合に限り算定し得るものとし、その他の場合は算定は認められない。」【昭和２４年１２月１０日 保険発第３４０号】と示されており、また、厚生労働省通知※に「処置又は手術と同時に行った内視鏡検査は、別に算定できない。」と示されている。

コルポスコピーは、医科診療報酬点数表の第３部検査の内視鏡検査に該当する。

このため、子宮腔部びらんに対するＤ３２１ コルポスコピーとＪ０７２ 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）の併算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について